

# 「インター K X 報酬請求 EX」( Ver.5.1 )

## 復興特別所得税対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
 標記の件につきましてご案内申し上げます。  
 よろしくご査収のほどお願いいたします。  
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
 あらかじめご了承ください。

### 発売予定日

2012年12月中旬リリース予定

### バージョンアップ対象

Ver.4.0 以降

## 改正内容

## 復興特別所得税の主な内容

### 概要

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。  
 源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までに生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて源泉徴収し、法定納期限までにこれを納付します。

参考資料)「復興特別所得税の源泉徴収のあらまし(平成 25 年 1 月以降の源泉徴収)」(国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/index.htm>

### 源泉徴収額の算出方法

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされており、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率( )を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

### 【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

#### ※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

#### ※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

#### ※3 具体的事例：報酬・料金として 888,888 円を支払った場合(所得税率 10%の場合)

$$\begin{array}{l} 888,888 \text{ 円} \\ (\text{支払金額}) \end{array} \times \begin{array}{l} 10.21\% \\ (\text{合計税率}) \end{array} = \begin{array}{l} 90,755.4648 \text{ 円} \\ (\text{算出税額}) \end{array} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \Rightarrow \begin{array}{l} 90,755 \text{ 円} \\ (\text{源泉徴収税額}) \end{array}$$

## プログラムの対応内容について（予定）

復興特別所得税を含めた税率（10.21%、100万円を超える部分については20.42%）による源泉徴収税額の計算に対応します。

### 伝票入力への対応

#### (1) 報酬伝票登録時の源泉徴収税額の自動計算

伝票日付が平成25年1月1日以後の報酬伝票の場合、復興特別所得税を含めた税率による源泉税額をセットするように対応します（伝票自動作成、見積書からの伝票振替も含む）。

#### (2) 平成24年12月31日以前の報酬伝票の源泉税額再計算

伝票入力画面で、伝票日付が平成24年12月31日以前の未請求の報酬伝票の場合でも、＜復興特別税額計算＞ボタン（仮称）を表示し、復興特別所得税を含めた税率による源泉税額を再計算してセットできるように対応します。

例えば20日締の場合で、伝票日付が12月21日の報酬伝票について復興特別所得税を含めた税率による源泉税額で登録したい場合に使用します。

### 月締処理への対応

月締処理で締日が平成25年1月1日以後の場合、会計事務所設定で「源泉税二段階適用：請求合計額」のときに、復興特別所得税を含めた税率による計算に対応します。

（「源泉税二段階適用：請求明細ごと」は、伝票で登録された源泉税額を積み上げる計算方法になります）

### バージョンアップ後のデータについて

既存バージョンで登録したデータは、Ver.5.1にバージョンアップしても金額等はそのまま引き継がれます。伝票日付等で判定して、復興特別所得税を含めた税率による源泉税額をセットするような補正は行いません。

### ⚠ データの互換性について

応援シリーズのネットワーク版とは、同一バージョンであれば双互換あります。



保守サービス契約には以下の**特典**があります。  
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

#### ポイント1

##### 安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

#### ポイント2

##### 法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

#### ポイント3

##### 原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。（年間1回まで）

お問い合わせ先